

島根県保育士等の働きやすい職場づくりセミナー

保育業界は慢性的な保育士不足が課題となっています。県で行っている「保育士確保等実態調査」結果では、保育現場から「労働時間が合わない」「休暇が少ない・取りにくい」などの声があがっているところです。一層の「働き方改革」に取り組んでいただき、保育士が働きやすい環境を向上していただくことで、保育士の離職防止や、潜在保育士の復帰が期待されるところです。このセミナーでは、働き方改革の必要性、実施ポイントなどについて専門家より解説させていただきます。また、子どもたちへの性被害防止の観点から、子どもの性被害の現状と子どもたちを性犯罪から守るための基礎知識について、島根県警察本部よりご講演いただきます。是非、ご参加ください。

《開催日時・会場》

定員30名(先着順)

令和7年8月21日(木) 13:30~15:30 ※受付 13:00~

島根県立男女共同参画センターあすてらす「研修室1」

(大田市大田町大田1 236-4)

(要事前申込)

内 容

第Ⅰ部 働き方改革に取り組むことの必要性について

講師 森脇 建二 氏 (一社)島根県経営者協会専務理事
(特定社会保険労務士、中小企業診断士)

参加
無料

第Ⅱ部 子どもの性被害の現状と性犯罪から子どもたちを 守るための基礎知識

講師 藤原 正史 氏 島根県警察本部人身安全少年課 課長補佐
講師 山藤 靖礼 氏 島根県警察本部人身安全少年課 浜田少年サポートセンター 警察主事

【TOPIC】

令和7年4月の児童福祉法改正(令和7年10月施行)で、保育所等における不適切な保育は被措置児童等虐待に位置付けられ、通報義務も課せられることになりました。よって、これから保育士等には、より一層の人権感覚と人権意識が求められます。

対象者

- 保育所等(※)設置法人の理事長、保育所等の施設長、事務長等の管理職
- 保育所等に勤務する保育士や保育教諭、看護師や調理員、事務職員等
- 保育行政関係者

※ 保育所等(対象施設等)

保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業

お問い合わせ・お申し込み先

(一社) 島根県経営者協会 (担当: 斎藤、福間) 〒690-0886 松江市母衣町55-4
(電話) 0852-21-4925 (メール) info@shimanekelkyo.com

申込書

(一社) 島根県経営者協会 行

申込期限: 令和7年8月18日

事業所名			
所在地	〒	-	
TEL		申込担当者名	
参加者名		役職	